

1月11日：参加調査票を防災課に提出。同課はこちらの要望を快く聞いてくれました。

1月17日：校庭のイベント場所の地図が、防災課から示され参加者にメールいたしました。

反省点として、提供していただける方の機材が一部を除いてわからず声をかけられなかった事と、メールアドレスが殆どわからず偏った連絡しか出来なかったことが悔やまれます。

また来年も防災フェアは行われます。皆様のご協力をお願いします。

JN1QKR

1月29日役員会報告

1月29日飯山満公民館においてYNA役員会が開かれ、当日は次の議題について、審議されました。

1) 非常通信協力局委嘱更新届出状況とその処置

1月23日現在 在籍103局中、返信数71局であった。

・・・届出の中で更新を希望された局は全員、市に推薦する。

・・・届出を忘れたのではないかと判断される局には手分けして一声掛ける。

2) 次期役員の選出投票(推薦)の開票

・・・投票について出席役員全員で立会い開票をおこなった。

3) 次期役員の選出に関する内容

・・・更新しない局が得た推薦や得票は無効とする。

・・・現役員で、次期役員を辞退を申し出た局は、その事情により配慮する。

・・・次期会長はJA6AZE局が内定、JA1QC現会長は役員として留まることとなった。

・・・次期役員の人選は推薦投票の結果を踏まえ、3月12日の次回役員会で内定、総会に諮る。

出席役員：JA1QC, JA6AZE, JH1TVY, JK1PIK, JK1TUJ, JN1QKR,
JS1IWA, 7L4UQW, JH1GEN。

協力局委嘱更新手続きの状況

連絡会ニュース(H17.12発行)に同封された委嘱更新届出用紙の回収状況は、2月末現在で在籍103局中更新79局、辞退3局、未回答21局です。未回答局はそれぞれ理由が有るの事と思いますが、残念ながら更新の意思が無いと判断せざるを得ず、YNAでは79局を市に更新の推薦をしました。

尚、未回答の局の中には無線局の免許の期限が切れたり、切れそうであったりの局が相当数居られました。くれぐれもご自分の免許期限にはご注意下さい。

第3回ネットワーク構築テスト結果

12月18日に今年度第3回ネットワーク構築テストが行われました。当日は、JA1OQXさんが都合悪くJK1PIKがネットコントロール役を代行して行われました。

参加局は11局、ログ提出は7局でした。次回は、ぜひ多数の局の参加を期待します。

参加局：JA1QC, JA1XQC, JH1APY, JH1TVY, JK1PIK, JG1DVY, JO1GLR
7L1FYS, 7L1TTH, 7K2CWU, 7L3UQW

JA1OQX

第2回移動運用報告

2月9日(日)は恒例の手賀沼湖畔での移動運用(耐寒訓練、芋煮会)と云うことで、多数の参加者が現地に集合しました。到着して驚いたのは周辺の状況が様変わりしてしまい、以前に空き地になっていた所が、自転車道と遊歩道に整備され、車が進入できなくなっていました。車はその手前に10台ぐらいの駐車場があったので、各局はそこに車を止めてアンテナ設営に入りました。設営が終わって見回しますと、HFのモノポール、ロングワイヤー、V型、八木型など思い思いのアンテナが上がっていました。各局の様子は、展望台のやぐらでQSOを楽しんだり、自作のアンテナシステムを見せ合ったり、調整したりで楽しく過ごしていました。

肝心の芋煮会ですが、明け方までの霧雨模様の天候で、材料の仕入れが整わず残念ながら中止となりました。

ところが現地では曇りがちではありましたが、寒さを感じない穏やかな天候で、移動日和のコンディションでした。

お昼は、手賀沼大橋すぐ近くの「道の駅沼南」まで遊歩道を歩いて行って、交代で食事を採りました。次回の移動運用は晴天になり、また、今回は参加できなかった各局もご参加下さる事を願っています。

参加局

JA1QC, JA1VRZ,
JA2LGY, JG1BAG,
JG1DVY, JK1PIK,
JK1TUJ, JL1GYB,
JO1GLR, JS1IWA,
7L2NWB,

ゲスト

JA1JEO, JA1WUQ



JA6AZE

ニュースあれこれ

*入会

JJ1CTM 古賀さん、7K4CTL 中島さん、7N4DTR 武田さんのお三人が、市の広報の記事を見られて新しく入会されました。今後の活躍を期待します。

*退会

JA1ETB (Ex7N1FFU) 服部さんが、12月末を以って退会されました。

ETBさんは脳卒中の後遺症のため、長らく闘病されて居られましたが、病状が回復されないため退会されることになりました。連絡会活動には大変アクティブに参加され、活躍されておられ残念ですがご回復を願い、一日も早く元気に成られることを祈ります。

*死亡

ExJA9NVF小田訓召(おだのりよし)さんが平成17年4月16日に亡くなられた由、奥様から連絡がありました。小田さんは1977年から連絡会に入られ、約30年の永きに亘り活躍なされました。ここに謹んでお悔やみを申し上げご冥福をお祈り致します。

* サバイバルウォーク

1月14日(土)JARL千葉支部は帰宅難民の会主催の第1回サバイバルウォークに協賛して、通信訓練を実施しました。当日朝JR千葉駅集合後8:30AMにスタート、参加者各自が決めた目的地に向かいながら、基地局と431,88MHz FMで位置報告とRS交換を続けました。YNAではJF1FTN岡村さんが参加、交信は谷津駅付近で電池が弱ってQRTしましたが、17.9Kmを約6時間で歩き東中山の自宅に到着されたそうです。

* グラリネットをご存知ですか

地震を感じたら即無線機へ432.76でコールして下さい。揺れの大きさや時間帯によりますが、大体的場合どなたかが応答します。これがグラリネットです。

以前にグラットネットと決めたのですが、何時の間にかグラリネットと言うのが定着したようです。

いずれにしても、この習慣が実際の大災害の場合に無線連絡を取り合うための訓練となることは、間違いありません。チェックインだけでも結構ですので是非参加してください。皆さんでグラリネットの輪を広げましょう。

* 免許期限の確認と更新に注意

皆さん、ご自分の無線局免許の有効期限はご存知ですか。今回、非常通信連絡会の(非常通信協力局)更新手続きで多くの会員が局免許切れや、更新期限ぎりぎりのため手続きが出来ないケースが発生しました。

局免許の有効期限は5年で、更新の手続きは1年前から1ヵ月前までとなっています。

一旦免許を切らすと、新規開局となり使い慣れたコールサインも新しくなり、費用も更新に比べて割高ですし、手続きも面倒になります。このために結局無線を止めてしまうことになりかねません。自分の免許の管理は自己責任ですので、誰のせいにも出来ません。免許状の写しを目立つように無線機の前に飾るとか、色々方法はありますが、大事な局免許を無くさないようにご注意ください。

* ハム運用講座

J A 1 BWA高橋さんの連載「ハム運用講座」も今回で第4回と成りました。

今回は特に我々の目的である非常通信に関して、法令上の位置付けからその解釈、運用に当たっての注意点、電波法との関連などを詳しく解説されています。是非関連法規と併読されて理解を深めて下さい。

又、この講座はニュース本文と切り離して、保存資料として活用出来る様にしておりますのでご利用下さい。

* この講座に関するご意見や感想は、ニュース編集部にお知らせ下さるかBBSなどに書き込んで下さい。

* 事務局お知らせの新設について

本年は非常通信連絡会誕生から30年を迎える節目にあたります。

一時、会員募集の際、会員の特典として『会員局の無線局免許の更新期限のお知らせが受けられる』とした時期があり、また実行もされて来ました。昨年、事務局の処理ミスから一部の局にご迷惑を掛けた形跡が見られ、会長として事務局長に厳重抗議をいたしました。

事務局と相談の結果、今後同様な事態を防ぐ方法として会員各局個々にお知らせする方法を廃止し、連絡会ニュースに「事務局からのお知らせ」を設けその中で対象局のコールサインを掲載する事にいたします。

連絡会ニュースは非常通信連絡会会員の紙による情報伝達手段で、行政のご協力を得て会員に配布しております。

従来、事務局からのお願いも一般記事として掲載して参りましたが今後は事務局としての連絡事項は、新設のコーナーで事務連絡をいたします。

免許更新のお知らせを始め更新後の免許状コピーの送付忘れなど、従来個々に通知して参りました事務内容はプライバシーの許容範囲でニュース上で公開されます、会員各位も相互に伝達し合い事務処理に協力下さる様お願いします。

山本 宗一

事務局からのお知らせ

事務局 防災課 木村

今回の連絡事項は次の通りです。処置の必要な方は至急御願います。

1) 向こう半年以前に無線局免許の有効期限が切れる局 (ご自分の免許状をご確認下さい)

JE1VCP, JJ1GRK, JA1WLO, JA1XQC, 7L1TTH, 7L4JUO, JN1KQM,
7N1TCU, JA1VRZ

*局免を更新された際は、新免許状のコピーを事務局あてに必ず送付下さい。(新免許状コピーの到着をもって更新の確認としています)

2) H18年度永年在籍者感謝状贈呈対象局 (10年以上在籍で過去に感謝状を受けていない方に、総会の席上で感謝状をお渡しします)

JH1TVY, JN1MSM, JS1WGC, JA1BWA, JA1CVG, JA1OQX, JS1IWA

第3回移動運用のお知らせ

本年度最後の移動運用の計画は下記の通りです。春の1日を無線で楽しく過ごそうではありませんか!!

集 合: 3月26日(日曜日) 8時30分集合 JR東船橋駅北口付近

移動地: 千葉県長生郡長南町 笠森観音・笠森寺または笠森山荘付近 (市原インターから50分程度)

予 定: 集合 出発 京葉道路 市原インター 道中コンビニなどで食料確保 現地 アンテナ設置 運用
食事 帰路 解散 (なお、解散は16時頃を予定していますが道路事情により変化します)

運 用: 場所は広そうなのでHFからU・V・SHFまで好きな周波数でどうぞ、また多局の運用スタイルを見学し参考にして次回に活かしてください。

雨天時: 中止の場合は当日の朝7時30分に432.76MHz FM にて案内します。 JA6AZE

第1回ネットワーク構築テストのお知らせ

本年度第1回目のネットワーク構築テストを、下記要領で実施致しますので、より多くの皆様の参加とログの提出を期待します。

毎回のことですが、ログの提出が無い方があります。構築テストの参加はログの提出が終わって終了します。

折角QSOしたなら中途半端はやめて、必ずログの提出をお願いします。

1) 参加資格: YNA会員局およびYUX会員局

2) 日時: 平成18年04月23日(日) JST 10:00~11:00

3) 場所: 自宅、近隣避難所、その他

4) 設備: 固定機、ハンディ機、車載機

5) 周波数: 432.76±40kHz, 1295.76MHz, (50,144については適宜設定のこと)

6) 得点: 自宅固定機からは、1交信につき1点

屋外でハンディ機からは1交信につき2点

屋外ハンディ機からの運用で発信地区および隣接地区以外の地区、(例えば東部対西部、南部対北部)ならびに市外からの会員局との1交信に対して3点

7) 部門: 50,144,430,1200MHz (バンドが異なれば同一局OK)

8) ログ提出先: 担当 JA10QX 阿部幸司 宛て郵送、FAX、E-mail: ja10qx@jarl.com

9) ログ提出期限: 平成18年05月20日 必着

10) 交信方法:

呼び出しはCQフェアネットを前置する。

自局のコールサインはフォネティックコードを使用する

応答は信号レポート(メリット)および自局の運用地区名+町名+運用場所を告げる

* ネットワーク構築テストは、アマチュア局なら皆一度は経験がある、コンテスト形式を用いた、楽しみながら出来る交信訓練です。また自宅や担当避難所からの交信可能範囲を把握するなどの、有事に備えてのデータを得ることも目的のひとつです。ネットワーク構築テストは、唯一賞品の出るイベントですので、是非参加してみませんか。

JA10QX

習志野台地区防災訓練のお知らせ

恒例の標記訓練が今年も行われる予定です。連絡会は公式行事として参加協力しますので、近隣の各局の参加を願います。

日時: H18年6月11日(日)9:30~12:30

場所: 習志野台8号公園

内容: 公開運用と非常通信のPR(会場をキー局としてのオンエアミーティング)

編集後記

中古家電を買うなら今のうちですよ。3月末日で電気用品安全法の猶予措置の期限切れに伴い、PSEマークのない家電品(パソコンやファックスなどは対象外)は4月から販売できなくなるからです。また、インターネットを通じた競売も規制を受けますが、個人間の売買は対象外です。テレビ、ラジオ、オーディオ機器は対象になっていますから、消費者にとっては迷惑な話です。全国のリサイクルショップでは在庫一斉セールをするような動きがあります。秋葉原にあるオーディオ店では独自の検査をして販売を継続する動きもあるようです。マニアとしては、中古品でしか入手出来ないものに価値感を求めています。それにしても、リサイクル意識に水を差すような馬鹿げた法律の施行はやめてもらいたいものです。

JS1IWA

「平成18年豪雪」と名づけられた今年の冬も終わり近く、当家の梅もようやく綻び始めたところです。

雪の多かった地方ではこれから雪解けの季節で雪崩や洪水の心配もあり、被害の修復にもまだまだ大変とは思いますが、頑張って戴きたいと願います。

非常通信連絡会が発足以来30周年を迎えます。当時のメンバーは殆ど残って居られませんが、連絡会が現在でも脈々と続いているのも素晴らしい事だと思います。会を離れた方も含めこの会に賛同し協力下さった方々に深い敬意を捧げます。永い歴史の中では色々な事も有りましたが、会員の結束の力で乗り切ってきました。

我々の目的とする、アマチュア無線による非常通信の必要性は全く変わって居りません。これからもこの会を継続させて、いずれ訪れる本番の出動に備え、組織の活性化と訓練に努めたいものです。

JK1PIK

発行: 船橋市アマチュア無線非常通信連絡会・船橋市アマチュア無線クラブ

「連絡会ニュース」編集部

このハム運用講座は今回で連続4回目となりました。会員の皆さんからの反応はほとんどありませんが、後で読んで見て少しでもご参考となれば、との思いで予定どおり継続いたします。もし、判らない部分がありましたら遠慮なくお問合せください。日頃オンエアーミーティングに参加して思うことは、ハム局の運用の基本であり、そして無線局免許の前提条件である、相手のコールサインをキチンと送受できること、ができていない場合があります。何度もQSOしている当連絡会メンバー同士でさえもミスコールがあります。不特定多数相手の場合が思いやられます。非常通信連絡会メンバーとして、フォネティックコードの習熟が非常通信訓練の前に必須だと思います。

非常通信について

私達の無線局免許状に記載されております「無線局の目的」はアマチュア業務です。ところが私達の行う非常通信はアマチュア業務ではありません。では、非常通信はできないのでしょうか。電波法第52条には目的外通信の条項があります。私は「連絡会ニュース創刊3号(1/Mar/1998)」に“電波法上の非常通信の位置”を掲載しましたが、もう一度書いておきたいと思います。目的外通信には 遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、 省令で定める通信（施行規則第37条33号）、他に総務大臣から命令される通信として電波法第74条の「非常の場合の無線通信」があります。

非常通信は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信（含む携帯電話）を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のために行われる無線通信、と定義されております。つまり、天災や暴動などが発生しても、有線通信が利用できれば、の非常通信を行うことができます。この条項内容は「AND」であり、「OR」ではないのです。そしてこの判断は、アマチュア局免許人に任せられています。例えば、交通事故現場などにおける人命の救助の場合、有線通信（含む携帯電話）がない、そして公衆電話が何処にあるのかも判らないなどは、アマチュア局による非常通信は可能です。

省令で定める通信（施行規則第37条33号）は、人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査、若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し、急を要する通信（他の電気通信システムによっては当該通信の目的を達することが困難である場合に限り）と規定しています。これは非常通信と似ていますが、そうではなく目的外通信の一つです。したがって呼び出し応答の最初に「非常」、「ヒゼウまたはQSO」（運用規則第135条）を付けることはありません。これを、「人命の救助に関し急を要する通信」として電波法上では非常通信とは区別しております。

このとを、実際の事故現場で使い分けることは難解でしょう。したがって「人命の救助」という大きな目的がありますから、臨機応変にバンド内の使用状況を把握して 若しくは を、運用することになります。の場合は電波法で定めた非常通信周波数を、そして、の場合は相手局の多い常用呼出周波数などを使用するのが良いでしょう。

また、電波法第74条に規定する「非常の場合の無線通信」は、総務大臣により命令されるもので、全て行政の指示に基づき実施されるものです。したがって、これに要した費用などは、行政から支弁されることとなります。（電波法第74条第2号）なお、この「非常の場合の無線通信」の、訓練のために行う通信は、 省令で定める通信

の一つとなります。(施行規則第37条25号)

JARLは、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災における非常通信の経験を基に、「非常通信に関する基本方針ならびに非常通信実施要領」を平成8年8月に制定しております。下記のURLにありますので、一読をされ、プリントアウトしておきましょう。

http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-4_Hijou/Kihon-to-jissiyoryo.pdf

(1) 非常通信周波数

3.5MHz	3.525	+-5kHz/CW	SSB
7MHz	7030	+-5kHz/CW	SSB
14MHz	14100	+-10kHz/CW	SSB
21MHz	21200	+-10kHz/CW	SSB
28MHz	28200	+-10kHz/CW	SSB
50MHz	50.100MHz/CW	SSB	51.000MHz/FM 51.500MHz/FM
144MHz	144.100MHz/CW	SSB	145.000MHz/FM 145.500MHz/FM
430MHz	430.100MHz/CW	SSB	433.000MHz/FM 433.500MHz/FM
1200MHz	1294.000MHz/CW	SSB	1295.000MHz/FM

他に連絡設定用の周波数として、4630kHz/CWがあります。

(2) 通報の優先順位

人命の救助に関する通報

天災の予報に関する通報

秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報

遭難者救助に関する通報

電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報

鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報

非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報

- ・中央防災会議会長および同事務局長並びに非常災害対策本部長
- ・地方防災会議会長
- ・災害対策本部長

電力設備の修理復旧に関する通報

その他の通報

(3) 非常通信の方法

非常通信は、アマチュア業務ではありません。したがって、他のアマチュア局に非常通信であるかが分かるように、「ヒゼウ」(電信の場合はOS0)を3回前置します。欧文電信の場合の前置略号はEXZを使用します。(運用規則第131条、第135条)また、非常通信訓練の場合の前置略号は「クンレン」です。(運用規則第135条2項)

非常通信は前述しましたように、アマチュア局の免許人の判断により行うことができ、他人からの依頼文を取扱うことができますが、(2)の優先順位を勘案のうえ公共性を優先し、個人的な情報は慎重にしなければなりま

せん。

電話の場合の呼出しと応答は次のようになります。（運用規則第133条、第135条）

呼出

非常 非常 非常 こちらは JA1BWA JA1BWA JA1BWA どうぞ

応答

非常 非常 非常 JA1BWA JA1BWA JA1BWA こちらは JA1... JA1... JA1... どうぞ

なお、ヒゼウ（電信の場合はOS0）を前置した電波を受信したアマチュア局は、応答する場合を除きこれに混信を与えてはなりません。（運用規則第132条）

（４）報告

私達は法52条 の非常通信を行ったときは、総務大臣へ報告しなければなりません。（法80条） 法74条の「非常の場合の無線通信」、及び法52条 の「省令で定める通信」（施行規則第37条33号）、「非常の場合の無線通信」の訓練のために行う通信（施行規則第37条25号）は、報告しなくて良いのです。

（５）ボランティア意識と非常通信

私達はボランティア精神にのっとり、自己の責任において非常通信などに無報酬で協力するものです。したがって、非常通信を行ったことによって生じる経費、および二次災害などの補償はありません。非常通信は免許人の自主的判断により行われ、危険を侵してまで行うものではありません。なお、これらについて団体加入保険などの検討が必要かも知れません。

（６）連絡会の行う非常通信および非常通信訓練について

私達連絡会組織として行う非常通信訓練や本番の非常通信は、行政の実施する防災無線を補完するためのものです。したがって、前述の電波法上における位置づけは、電波法第74条に規定する「非常の場合の無線通信」および「非常の場合の無線通信」の、訓練のために行う通信です。そしてこの訓練は目的外通信の 省令で定める通信の一つ（施行規則第37条 25号）となり、全て行政の指示に基づき実施されるものです。

具体的な非常通信訓練のHow to は、「船橋市アマチュア無線非常通信連絡会保存資料」災害通信マニュアル2005（H17.8）に基づき実施され、本年もこれに準じますから、これをバイブルとして熟読してください。

（第4回 おわり）

* 次回のハム運用講座は最終回で、国内コンテストの運用方法、および国内電波伝搬（HF/VHF）です。